



大阪のG.O.S.T.O.P事件疑義

氷河比路志

「大阪に於ける軍隊と警察との衝突事件が未だ解決せられざるに又々岡山に於ては選挙場に帯剣の儘の出入が問題となり、神戸に於ては憲兵と巡查とが『叱かれるぞ』の一語を因として問題を惹き起した。是等は單なる小問題に過ぎざるも軍隊と警察とが兎角對立意識を鮮明にして時々處々に於て衝突し問題を作ることは悦ぶべき現象でない、吾等は双方の首腦者が互に相理解して此弊の増大を拒止するに努めんことを望む」とのM新聞の所説を闕し終つて他新聞を手にすれば夫れには「本年七月二十日千葉縣下市川で行はれた關東大防空豫行演習で軍用トラック二臺に分乗した數十名の軍人が燈火管制の中を自動車ノライトに遮蔽せず、監視中の消防組青年團の注意を罵倒しながら疾走した事件があつた。軍本部では今回の防空演習には軍隊は國民の模範となつて指導するよう各關係軍隊に通報してあるともいはれてゐるのに統監部付きの軍人が斯の如き問題を起したことは由々しきことで大體軍隊に非のあることを憲兵隊では認めて居るので市川消防組は總便に軍隊の反省を促がした」との記事がかゝげられてあるを見た。又此日の數日前新宿驛附近で一小店員が自轉車を

下りて物珍らしそうに二臺の軍用トラックに分乗した數十名の軍人が走行し來たのを見物してをつた處が車上の一兵が何か口を動かしたと見るや忽ち猿轡を伸ばし持てる旗竿で其小店員の胸部を衝いたその爲め、小店員は地に倒され負傷した事件があつたと傳へられてを耳にした。固より事の眞偽は證し難いが左様に仄聞した。此等新聞の記事及傳聞に就いて考ふるときに吾人は實に憂慮に堪へ難い感がする。熱誠を以て軍部に禮讚し軍部の指導に服し國民皆兵の精神に則つて國防に従はんにことに努力して居る消防組や青年團を相手として事件を惹起したる軍人の行動、無邪氣な第二の國兵となつて皇軍の一員ともなるべき少年に危害を加へたる軍人の行動の如き軍人と非軍人との間に葛藤を生ぜしむる事件が斯く頻發すると云ふは其原因那邊に存するや復た一般國民の心情に反映する感想如何を思ひめぐらすときに吾人は轉々感慨の念に堪へざるものがある。大阪事件や神戸事件や千葉事件等に就いて思考する時に軍部首腦者に對して雅量と熱慮とを希願せざるを得ないものがある。此の如き事件の頻發は寔に擧眉せざるを得ない。我國軍部が正義と公道とに依據して主張した所論は遂に外交方面をリードして國際聯盟から離脱せしめ、國際聯盟を骨拔にし我國を優超の位地に導いたことに對しては吾人は萬腔の敬意を捧ぐるものである。又我軍の滿洲に於ける國威の宣揚に關しての熱意と努力と苦心との結晶である犠牲奉公には絶大な感謝を呈するに吝かならざるものであるが軍人中の極少數者の錯覺と認識不足とに基く非合法行爲に對しては之れが是正を要求するものである、蓋し之れ皇軍の榮譽を思ふこと切なるものゝ存するに由る。

一波動けば萬波生じ、一桃腐れば萬桃損ず、大阪 G O S T O P 事件に關し一疑生じて更らに百疑を生ぜざるを得なくなつたのである。吾人敢て言を弄するものでない、實に國威の宣揚と皇軍の信威とに對し一國民としての責任上赤誠を吐露し一言の己むを得ざるに出づるのである。本誌(前號)に於て路政僧は大阪の G O S T O P 問題と云ふ題下に「道路を交通する有ゆる人々は自制以て交通法規を遵守し共同生活の秩序を維持するを要する」と論ぜられたが吾人も全然同感

である、交通取締法規は茲に着意して立法せられたるものであると信ずる。故に軍隊が軍の行動として其行進を爲すときに右側通行が肯定せられ、一個人としての軍人夫れは軍服着用者でも左側通行の規定に従はねばならぬ理である。若し現役軍人たるが故に勤務と否とに拘はらず此規定を遵守すべきものにあらざるとすれば休暇を利用する散歩軍人などは治外法權の自由を有する者と言はなければならぬ。斯る除外を認むべきか否や疑問の一である。現役軍人であるが故に交通信號に従はざる時假令故意にあらで無意識であつても之れに對し交通巡査は注意を加へ制止を命ずることを得ざるものなるや否疑問の二である。現役軍人に關しては其私的行爲に對して普通行政警察力を行使することを許されざるものであるや否疑問の三である。憲兵令第一條では憲兵は軍事警察を掌り兼ねて行政警察及司法警察を司ることを規定し第二條では行政警察力を行使する場合には警視總監北海道長官府縣知事の指示に従ふべき旨を規定して居る、處が現役軍人に對しては軍事警察として憲兵にのみ由つて司らるゝとの規定もなければ普通警察が絶対に現役軍人の現行違法行爲に對して干與し得られざる法規もないのである、然るに普通警察官は現役軍人の現行犯に對し其警察力を行使し得られざるや否疑問の四である。第四師團に屬する一等兵其が不注意にも交通信號の標示を無視したるの行爲は軍部上司も肯定し之を遺憾とする處である、然らば其現行非合法行爲に對し交通巡査が職務上警察力を行使したることは軍部として之を是認し得られざるものであるか其法の根據は如何疑問の五である、現役軍人の行政法規違反行爲は如何なる性質を具ふるも悉く軍事警察に屬し夫れが憲兵のみの職權關係に屬するものであつて其現行犯現場に憲兵が居らざる場合は巡査と雖も袖手傍觀するの外なきものであるや否疑問の六である、交通巡査の職に在る者は假令如何に其制止に従はざるものがあつても之れに暴力を加へ侮辱を與ふるが如きことは絶対に禁止さるゝことであるが、兎角昂奮し易き職務に在るものであるから一段の沈着と慎重とを以て事に従ふことを十二分に會得せしめ其實功的方法を立つべきものにあらざるか否疑問の七である、普通警察

官憲は現行犯人が現役軍人である場合に已むを得ざる事情あるとき犯人を派出所又警察署に連行し得べく又一應は其行爲が果して非合法法であるや否を取調べたる上遲滞なく憲兵に引渡すべきものにあらざるか否疑問の八である、現役軍人に對しての非軍人の行爲が不法なるや否は裁判力に依つて確認するゝものであつて其決定を軍部に於て爲し而かも之を公表することが軍部に與へられたる特權なるや否疑問の九である、「軍隊が陛下の軍隊ならば警察官も陛下の警察官でこの點は同じだ」との言辭が無條件に暴言であると斷定し得べきであらうか固より皇國に對し身的奉仕を盡す軍人即ち兵役法に依り徵兵せられたる者と警察官と其本質を異にするものたるは何人も認識する處であるが任意に出で、條給を受け一定の職に在る者は軍人たると非軍人たるとを問はず官吏關係に於ては敢て其本質を異にするものでない、若し夫れ一旦有事の秋畏れ多くも大元帥陛下を仰ぎ奉つて皇國の爲めに粉骨碎身以にて奉公の誠を竭すことは非軍人官吏と大に懸隔あるものであるも此は官吏職務執行の態様を異にするものである、然るに皇國獨特の建軍本義と警察制度との間に根本的差異の存することを無視したる暴言であると斷定しなければならぬ事理が事件の那邊に存するや否一言すれば比較検討し得られざる處に重心を置いての斷定ではなからうか否や疑問の十である、一面森嚴なる軍律の下にある軍人は一面に於て國法に従ひ警察權を尊重して其服従すべき所に服従する忠良な臣民であらねばならぬ、其心得は常に教育指導して居るとは軍部の言明である、然るに今回の事件は偶々一兵が故意か無意か兎に角交通信號の標示を無視した行動を取つたので交通整理の任に當つて居る巡查が之を制止したが己は軍人であると云ふ意識、聲明書に在る名に依つて生き名に依つて死すると云ふ覺悟（此場合に於ては餘りに過大に過ぎた意識であると思ふ）が胸中に動き之が巡查に撞付いた、夫れが因となつて腕力沙汰に導かれ双方が負傷したものと推量せらるゝが事實果して如何疑問の十一である、或は兵の方では何等積極的に實力を示さなかつたが巡查の方のみが暴力を用ひ侮辱を加へたではあるまいかと疑はれる點もあらんが假令多數巡查の中に

は不良性を有する者があるとはいへども本件の場合に於ての巡查は狂氣者でなく泥酔者でなく相手が現役軍人たることも意識し居つて而かも昂奮を禁じ得なかつた何等かの事由が生じた即ち賣ひ言葉に買ひ言葉の交換が遂に腕力沙汰に迄發展したもので所謂市井の一事件に止まり、巡查の心中敢て皇軍の名譽を毀損せんと考へたものでなく、一等兵も常に教訓せられて居る警察力に服従するの精神を故意に抛棄したものではなからう、巡查は己が職務に忠ならんとして交通法規違反行爲者に對する處置を執つたが偶々昂奮状態に陥つたことで皇軍の尊嚴乃至軍の名に生き名に死すてう尊むべき精神を損傷せんととの念慮を懷いたものではなかつたであらう、左様に想像することが事實に遠きものであらうか疑問の十二である、事件が告訴まで發展せんとした事を憂ひ仲裁的好意的な交渉が師團幹部と對警察主腦部とで開始されたが意外にも協調不能に終つた爲めに軍部の聲明書となつて新聞紙上に發表せられたものと思はるゝが其行懸りは、しかありしか事に從ふた初念と結果と頗る符合せざることゝなつたものではなからうか疑問の十三である、此の非常時局に際し未曾有の國難に當りて舉國一致皆國振張すべきの秋である、常時に在るも官憲間は共助協調し政務に従ふべきの途を守らなければならぬ、況んや特に協戮一致せねばならぬ場合に於て事件が軍部の聲明書となり而かも警察官の非法行爲が確實性を帶ぶるかの認識を第三者に感得せしむるが如き言明となつたことは吾人の怪訝に堪へざる處である疑問の十四である、吾人生活上の總ての方面即ち交通の如き共同生活上の一要素に關しては警察官の注意を受くるまでもなく進んで其規定を重んじ交通信號に注意し其標示に従ふべきは軍人たると非軍人たるとの別なく等しく國民としての遵法の責務であると信ず、従つて自己の身分を表看板として彼此れ論争すべきものでない、過ては忽ち之れを悔ゆることが吾々の國民性ではなからうか疑問の十五である、吾人は忠誠なる軍人が日常携ふる處の手帳に曰く軍人は忠節を盡すことを本分とすべし曰く軍人は禮儀を正しくすべし曰く軍人は武勇を尙ぶべし曰く軍人は信義を重んずべし曰く軍人は質素を旨とすべしとの勅諭を登載され

て居る夫れを習得せる軍人と専ら行爲作法を正しくし威權を間敷きことなく、他の侮慢を受けず、法度規則を確守し職務外の事を議せず、謙遜温順を旨とし忠實を以て交誼を盡し、節儉を守り實直を旨として愛憎偏倚の事なく往來の者を取扱ふに柔和を以てし凌辱を加へ手荒き處置をなし得ざるべき職責を帯ぶる巡査との間に葛藤を生じ夫れが告訴事件となり、重大なる軍事行動を執るべき樞要機關をして聲明書の發表を餘儀なくせしむるに至つたことに就いて吾人は遺憾千萬の感を察する能はざるものである。情に棹せば流さるゝ、意地を通せば角が立つ、本事件の如き場合には双方の首腦部は虚心坦懷恭儉已れを持し各其部下を戒めて常に協調し共助して徒らに勢に制せらるゝことなく互の威嚴を看板に出さず相手の苦心を察するの雅量を以て理に従ひ事を斷ぜられんことを切望する、斯くあれば吾人の疑問は解消さるゝのである。吾人は再言す敢て事の正邪曲直を批判せんとの意に出づるものでなく唯一に時局を憂ひ國難を思ひ保安の職務に在る當局と國防の重任を負ふ當局との和衷協調を庶幾ふの外また他意なきことを言明する。

道路上の邪魔物一齊取締り

本誌第十五卷第六號の假面劇に於て民生は感張るな「支那そば」と題して某市の警察署長の交通整理方法を痛快がつてゐたが、不肖も同感だつた。ところが今度警視廳保安課で道路の使用及び路上放置物に對し道路使用許可規定を制定して道路上の邪魔物を一齊に取締ることに決定した様であるから、本欄を借りてその内容を御紹介しよう。同規定の取締範圍は建築の際の板圍ひ並に建築材料の一時置場、各種看板、標旗、標燈、商品、商品棚、塵芥箱、興行賣出しの廣告、日除け雨覆等凡て交通上並に都市美觀に支障を來す道路上の放置物一切を網羅してゐる。同規定が實施されたならば東都の道路は從來の如きの自由使用は制限され、交通の妨害となり時には倒壊する危険のあつた看板、建築材料等は取締られ、都市の美觀を害してゐた塵芥箱は完全に整理され、盛り場等に於て不體裁で通行上支障となつてゐた日除雨覆も取締られることになるから東都の交通も槍騎博士の御心配にならぬた様なことは近い内になくなるであらふ。(T生)